

国立大学法人東京外国語大学大学院国際日本学研究院長適任者の選出方法に関する規程

平成 28 年 11 月 24 日

大学院国際日本学研究院規則第 5 号

改正 令和 7 年 2 月 19 日大学院国際日本学研究院規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学部局長に関する規程（平成 16 年第 181 号）第 7 条第 3 項の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学大学院国際日本学研究院長の適任者（以下「研究院長適任者」という。）の選出方法に関し必要な事項を定める。

(選出方法)

第 2 条 研究院長適任者の選出は、大学院国際日本学研究院教授会（以下「教授会」という。）における投票による選挙とする。

2 投票権者は、教授会構成員とする。

3 選挙を行う際には、参考意見として、自薦及び他薦を募ることができる。

4 選挙は、記号式無記名投票とし、得票数の上位 2 名をもって適任者とする（1 位または 2 位に得票同数の者があるときは、これを含める。）ただし、選出人数は 4 名を超えることはできない。

5 前項について、得票数の上位 2 名以内に 5 名以上の者が選出された場合は、そのうち得票数末位の得票同数の者につき、再度投票を行う。以下、投票の結果得票数が同数の場合は、繰り返し投票を行う。

6 教授会議長（以下「議長」という。）は、前項に基づき選出された者に対して、推薦に応ずるか否かの意思確認を行わなければならない。ただし、議長が選出されたときは、その意思確認は副研究院長が行う。

7 前項の意思確認に応じた者を選出者とし、選出人数が 2 名未満のときは、改めて第 3 項から前項までを再度行わなければならない。

(推薦)

第 3 条 議長は、前条により選出した研究院長適任者を順位及び得票数を付して学長に推薦する。

(雑則)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、研究院長適任者の選出に関し必要な事項は、教授会の議を経て議長が定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 11 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。